

平成24年第 3 回基山町議会（定例会）会議録（第 6 日）										
招集年月日		平成24年 9 月 7 日								
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場								
開閉会日時		開会	平成24年 9 月 21日				9 時 30分	議 長	後 藤 信 八	
及び宣告		散会	平成24年 9 月 21日				12時 00分	議 長	後 藤 信 八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別		
	1 番	神 前 輔 行		出	8 番	大 山 勝 代		出		
	2 番	久 保 山 義 明		出	9 番	片 山 一 儀		出		
	3 番	牧 藺 綾 子		出	10番	品 川 義 則		出		
	4 番	木 村 照 夫		出	11番	林 博 文		出		
	5 番	河 野 保 久		出	12番	松 石 信 男		出		
	6 番	重 松 一 徳		出	13番	後 藤 信 八		出		
	7 番	鳥 飼 勝 美		出						
会議録署名議員			7 番	鳥 飼 勝 美			8 番	大 山 勝 代		
職務のため議場に 出席した者の職氏名			(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 鶴 田 し の ぶ			(書記) 寺 崎 一 生		
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一			こ ども 課 長			内 山 十 郎		
	副 町 長	田 代 正 好			農 林 環 境 課 長			松 雪 靖 弘		
	教 育 長	大 串 和 人			ま ち づ くり 推 進 課 長			天 本 正 弘		
	総 務 課 長	小 野 龍 雄			会 計 管 理 者			毛 利 俊 治		
	企画政策課長	木 村 司			学 校 教 育 係 長			酒 井 智 明		
	財 政 課 長	城 本 好 昭			生 涯 学 習 係 長			原 正 行		
	税務住民課長	天 本 政 人			図 書 館 係 長			城 本 直 子		
	健康福祉課長	眞 島 敏 明			監 査 委 員			太 田 博 史		
議 事 日 程		別紙のとおり								
会議に付した事件		別紙のとおり								
会 議 の 経 過		別紙のとおり								

会議に付した事件

日程第 1 総括質疑

第35号議案 平成23年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について

第36号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

第37号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

第38号議案 平成23年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第 2 報告第 3 号 平成23年度基山町財政健全化判断比率等の報告について

日程第 3 報告第 4 号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について

日程第 4 委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 総括質疑

○議長（後藤信八君）

日程第 1．総括質疑を議題とします。

第35号議案 平成23年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について、第36号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、第37号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、第38号議案 平成23年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する総括質疑を行います。

片山一儀議員と重松一徳議員から通告があっております。通告順により、まず最初に片山一儀議員の総括質疑を行います。片山一儀議員。

○ 9 番（片山一儀君）（登壇）

おはようございます。傍聴朝からありがとうございます。9番議員の片山であります。

私は議員になってから、2回目から総括質問をしようと思ったのです。それで2回目のときに通告が間に合わないで、前議長に蹴飛ばされました。それ以降ずっと毎回やっているのです。ねらいはですね、私が共済組合の支部長をやっているときに棚卸しというのがあるのです。棚卸しやるのは、現品と数とお金の合わせ方だけで、それではいかんと。それを見て次にどういうものを仕入れたらいいのか。どういうふうに生かしていくのかをやれと指示をしてきた。そういう視点からずっとやっているのですが。今回もそういう視点で決算に関して質問をさせていただきます。

通告に従いまして、まず決算の目的と決算の活用についてということで1項目は、決算の目的をどのように理解されておりますか。

二つ目、決算の視点で企業会計の導入準備をどのようにされていますか。

大きな項目の二つ目、決算と決算委員の職務に関連して。2項ありまして1項は、決算委員は執行機関の委員として自治法199条にその職務が示されています。どのように理解されておりますか。

二つ目は、昨年決算委員の事務局について（「片山議員、監査委員。決算委員じゃなくて」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。監査委員、済みません。読み間違えました。めがねをして読みます。

2 項のところから行きます。決算と監査委員の職務に関連して。

(1) 監査委員は執行機関の委員として自治法第199条にその職務が示されております。どのように理解されておりますか。

(2) 昨年監査委員の事務局についてたどしました。監査委員事務局規定に内容が定められているのですが、現状に問題はないのでしょうか。

大きな3番目ですが。平成24年度歳入歳出に違法な歳出はありませんでしたか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いをいたします。（「23年度の、今24年度と言いました」と呼ぶ者あり）訂正をさせていただきます。24年度と言ってしまったようですが、23年度の歳入歳出についてであります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。片山一儀議員の決算についての総括質問にお答えをさせていただきます。

1 項目めの決算の目的と決算の活用に関してということでございます。

その(1)決算の目的をどのように理解されているかというお尋ねです。普通地方公共団体の長は、各年度の初めに予算を編成し、議会の議決を得て各種の業務を遂行していきます。その予算についても一定の時期を区切ってしめくりをつけることが決算となります。普通地方公共団体の決算の目的としましては、まず一つ目に一般会計年度の歳入歳出予算の執行の結果の実績を表示するため調整すること。次に、1年間の行政実績を的確にとらえ予算と対比をし、その適否を検討し将来の財政計画の資料とすることです。最後に、決算によって予算の執行結果の実績を明らかにすることは、議会及び住民に対して予算が議決に従って適正に執行されたかどうかを検証するための判断資料を提供することなどがその目的であります。

それから(2)の決算の視点で企業会計の導入準備をどうしておるかということです。

普通会計につきましては、自治財政局長通知による公会計の推進についてにより平成22年

度決算より貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書を作成して公表をしており、23年度決算につきましても同様な作業を進めております。

それから2項目め。決算と監査委員の職務に関連してということでございます。

これにつきまして(1)は監査委員さんのほうよりお答えをしていただきます。

(2)の昨年監査委員の事務局についてただしたと。監査委員事務規定を定めているが、現状に問題はないのかということです。

基山町監査委員事務規定に基づき監査委員の事務を補助させることは、問題ないと考えております。

3項目め。平成23年度歳入歳出決算書について。違法歳出はなかったかというお尋ねでございますけれども。平成23年度基山町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書に記載いただいておりますように、違法な支出はございません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）（登壇）

第1の1の決算の目的をどう理解しているかということについてですが。

私も先ほど町長が答弁されたことと同様に理解しております。

それから第2の1、監査委員は執行機関の委員として自治法第199条にその職務が示されている。それをどのように理解しているかというお問い合わせなのですが。

監査委員の職務といたしましては、地方自治法第199条に規定されておりますとおり、いわゆる定期監査と言われております財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理の監査。それからいわゆる行政監査と言われております地方公共団体の事務の執行にかかわる監査。それから財政援助団体等の監査等を実施することと理解をしております。また、この199条のほかに規定されております各種の監査についても、その監査を実施することを職務と理解しております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それでは2回目からの質問をさせていただきます。順番を単純なほうから入れかえさせていただきますかと思います。

事務局についてただしたわけですが、町長は基山町監査委員事務規定に基づきとおっしゃいました。通告をよく読まれていないのかどうかかわからないのですが、監査委員の事務局について尋ねたのです。去年も尋ねました。要するに監査委員の補助をする事務員は、首長部局から出すことになっています。基山町議会は過去の議員が統治理論、論理も考えずだったろうと思うのですが、執行部の委員会へ議員を派遣をしていました。これは何たら委員、いろんな委員がありましたね、消防委員とか。それに議員を派遣をしていました。それは二元制の代表とかいろんなことを考えられていなかった。あるいは法規を知らなかった。そういうことになっていましたが、基山町議会は近年二代表制を確立するため法定以外の議員の執行部への派遣をやめました。しかるに執行部の機能である監査委員事務局を議会事務局に設置をしています。このことに問題がないのですかと問うたのです。町長お答えください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず監査委員事務局とおっしゃいますけれども、事務局というようなものは基山町には設置しておりません。ただ監査委員さんのお手伝いをするといいますか、事務の補助をするというようなことで議会事務局が行っておると。これはむしろ私ども町長部局からが事務局となるよりも、やはり監査委員さんと私のほうとはやっぱりむしろ一線を引くといいますか、もう一緒にということじゃなくてむしろそのほうがベターだということで事務の補助をやってもらっておるということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

いやもういいですよ、総務課長は。総務課長の答えは去年いただきました。特別に変わることがあればあれだけでも、多分ないだろうと思うのですけれどね。ありますか、新たなこと。

○議長（後藤信八君）

小野課長。

○総務課長（小野龍雄君）

昨年もお答えしていると思いますが、補足的に述べさせていただきますと、監査委員の事務局の設置等につきましては地方自治法の200条に規定をされております。本町においては、同条第4項の規定に基づき監査委員の事務を補助するための書記1名を置いております。またこの職員は必ずしも専任の職業を置くことを要求するものではなく、団体の事情により地方自治法第180条の3の規定により町長の補助機関である職員を兼務させることを妨げないものとしたしております。議会事務局の職員を充てることについての問題は、地方自治法第180条の3で普通地方公共団体の執行機関である委員会に町長の補助機関である職員と兼ねさせ、もしくは職員を充て、または事務に従事させることができる規定となっております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

現在、あるいは多くの市町村で首長のところから議会事務局長を出向させる形をとっておる。それは承知をしております。しかしながら、この特性上ですね人件費をきちっとして議長がこの採用権を持っている、人事権をですね。議長が別に雇うこともできるのです。そういうふうに議会と行政は違うものなのです。しかも、事務局の職員はあくまで議長の指揮下にあるわけですね。そして、監査委員というのは自治法見てわかるとおり執行部の一員なのです、それで執行部から出すことになっています。事務局をないというふうにおっしゃいましたが、事務局を置くことができるんじゃないかと思ったのですけれども、なけりゃなくても構わないのですが。そういう位置づけにあるのですね。そこらあたりは町長がコンプライアンスと言われますが、明確にこれをよく御検討になっていないと私は思うのです。まあこれを深めてもしようがありませんので。

次の質問をさせていただきます。

今もう回答が出たのですけれども、改めて監査委員を補佐する職員は1名とお答えになりました。1名が本当に妥当なのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

人事として辞令を交付しておりますのは1名ですけれども、事務の内容等については職員の手伝い等は行っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

監査というのがこれまで非常に形式的に行われてきた。私は今回、太田代表監査委員になられてから随分変わったと認識をしているのです。細部はわかりません、感触でですね。今まで非常に監査が形式的だった。例えば、国にこれも前回申し上げましたが、会計検査院というのがあります。日本は三権分立と通常言われますが、会計検査院は全く独立した機能があります。我々国家公務員は第4の権力というふうに呼称をしておりました。それぐらい強い。（発言する者あり）何か言われましたか。いるんだったら手を上げて前へ出てきて言いなさい。検査官、会計検査院の検査官は3名です。3名の中から検査院長は互選することになっています。その職員は1,273名ほとんどがプロの集団です。今必要なときに職員をとはおっしゃいましたが、これを明確にですね、要するに議会事務局へやっている職員を派遣をする、そこへ補佐をする、ここらあたりは指揮系統というか人事が非常に不明確。規律が正しくなっていないと、こう思うのですが。いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは先ほども言いましたように、地方自治法の180条の3項により問題ないということです。そういう形で、これはもう御存じのとおり全国ほとんどの市町村はこういう形で行っております。それから、事務局設置につきましては県については設置義務がありますけれども、市町村については先ほど言われましたように置くことができとなっておりますので、設置はいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

置くことができるから置いていないという話ですかね。そういうことをですね、決して監査委員の監査機能が質が低下しないように、せっかくすばらしい代表監査委員をお迎え

しているのですから。これを機にですね、やっぱり町の行政をもう一回見直さなきゃいかん。そのためには、増援しているというのがちゃんと事例を広報されているのかどうかわかりませんが、その職員は代表監査委員、監査委員の指揮下にあるわけですから、その期間はですね。そこらあたりを明確にさせていただきたいと思います。

次に、23年度の歳出について違法な歳出はなかったと、このようにおっしゃいました。本当はこれは総括質問で質問する事項ではないのかもわからんと考えながらやったのですが。記録に残してもらうためにあえて質問しております。

事項別明細書5款1項1目19節、ページ81。勤労協活動費補助金の補助についてであります。これは監査委員が問題ないと言われたのは当然であります。それは書類上からは全く問題ないのです。しかしながら、昨年5月に私は町長にこういう写真をお渡ししましたね。記憶されておりますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

覚えております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

その情報を部下に伝えておらなければ、これは町長の責任であります。もし部下に伝えてあれば部下も同罪だと私思っています。どういうことかということですね、これはある某立候補者の選挙事務所に勤労協の旗が掲げてあります。選挙運動をやったのです。そういう団体にですね、町長は補助金を出されたわけです。今年度もたしか7月か8月に要求があれば出すというふうなことを係がおっしゃっていましたので出されていると思いますが。このような団体に公金を補助するのは違法、犯罪ではありませんか。本件はもしそうであるならば懲戒処分事件ではなくて刑事事案だと考えますが。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

ちょっと慎んでください。

○9番（片山一儀君）

議会が本決算を承認すれば同じこと同罪になる。町長はコンプライアンスを高めなければ

いけないと言われましたが、町長のコンプライアンスの低下、低さ、あるいは法を御存じないのかもしれないことが原因でないでしょうか。あるいはそういうことを承知で、この決算事項別明細書を議会に提出されたのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私どもは確かに勤労協への補助金を出しております。以前はもっと多額でございましたけれども、やはりいろんな周りの状況というかほかの団体さんとの関連もございまして、今はずっと絞ってだささせていただいております。その目的というのは、やはり勤労者の皆さん方の福祉に資するとかそういうふうな目的の団体だということで出しておるということでございます。ただ写真私も覚えておりましたけれども、前回の選挙のときにはそういう看板が出ておったということで、それを（発言する者あり）いや、それは。

○議長（後藤信八君）

重松議員、ちょっと慎んでください。

○町長（小森純一君）

それは写真（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

重松議員、発言を慎んでください。

○町長（小森純一君）

そこまでは私もちょっと確認はしておりませんが、そういうことがあったと、あるというようなことで、これはもう私どもというよりもむしろ選挙管理委員会、こちらのほうの管轄ということでございますので、申し入れとかそういう通知は出したというようなことは聞いております。そういうことでございますから、それを常時選挙活動をしておるとか何とかという認識はしておりませんから、やはりこれは別に補助金を出すということが違法ではないというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

ちょっと補足説明をさせていただきます。まず各種の補助金等の交付につきましては、各

種補助金要綱の趣旨あるいは目的を達成のために基山町補助金交付等交付規則第3条にのっとり補助金の交付申請が提出され、それから書類の審査及び必要に応じて現地調査等により補助金交付をすべきと認めた場合に交付を決定いたしております。金額の妥当性については、活動等の内容等を精査し決定をすることといたしております。

それから、先ほどの写真の趣旨につきましては、予定候補者のところにそういうのぼりが立っておりまして、これは選挙管理委員会のほうから警察のほうに言ってすぐ撤去をしていただいております。そういうふうになっております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

撤去されたかどうかでなく、そういう団体がそういう活動をしたということが問題である。それに対して補助金を出されたことが問題である。それでこの勤労協補助金は、当初の段階で50万円でした、私が知っているときは。それは補助金検討委員会でCランクに該当してですね、いらない削るべきだと、それがその後から30万、それで今は10万ということで、金額の過多の問題ではない。それが神聖だと言われる選挙にですね、そういうことをしたこと自体が問題である。

行政官僚って官僚にもいろいろあるのですが、吏員と言ったほうがいいのかもわからんけれども、それを評した言葉があります。現在、腐敗化廃退が進んでおる。腐敗というのは、悪いことを知りながら、まあその本には、私利私欲あるいは気の弱さから悪をなす。廃退とは、善悪がわからなくなって悪をなす。また、無能と不決断、予測の失敗、政策の膠着、非効率、事務能力の低下を挙げていますが、今言われたことを選挙管理委員会の所掌である、それは撤去するかしないかがですね。ただそれに補助金を出したか出さないかは町長の問題であります。町長がそういうことを、情報を提供したにもかかわらずやられたということについては、廃退なのではないかと思うのですが。そこらあたり町長どのように意識されてますか、コンプライアンスと言われながら実態はコンプライアンスが非常に町長以下低下していると思っているのですけれど。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

行政としては選管を通じて対処したということでございます。しかしながら、やはり勤労協という本来のその趣旨、目的、その辺に対して私どもは補助金をお出しするというようなことでございますので。そのコンプライアンス、このコンプライアンスもいろいろ本当にもう一事が万事全てということじゃなくて、やはり逸脱されたらそれはもうちょっと注意しましょうし、それを是正してもらって補助金はまた補助金として出させていただくという考えを持っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

小さな町ですから、こういう確たる証拠がない限りはですね、知っていてもなかなか出てこないですけども。そのあたりの補助金の、これはまた後で申し上げるのですが、やはりそこらあたりがきちっとしないといけない。最終的に検察庁の調査なり、あるいは司法の判断まで待たれるのかどうか。（発言する者あり）いいですか、そこらあたりがね問題なのです。いいですか、そこらあたりはやっぱりしっかり考えないと。これは例えば監査請求もできるのです。一人でも。これは1年、有効期間1年ですから監査請求はしませんけれども。これ私は基山町の大きな問題ですから、新聞記者にも情報はリークはしておりません。みずからお考えいただきたいと思うわけですね。

次は、決算の目的と決算の活用に関して町長、監査委員から説明をいただきました。回答をいただいたのは、適法性検査と言われる従来の検査あるいは監査のやり方であります。今回、意見書を拝見いたしますと非常に進んだところも十分に見られる。これからですね、3Eという検査項目が、視点があるのですね。一つは、エコノミーという、エフィシェンシー、もう一つはエフェクティブネス。経済性、効率性、有効性。この監査について、今回少し出てきておると私は感じているのですが、いかにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

確かにおっしゃるとおり、そういう項目の監査を私も当初の目的としてやろうとして、ある程度やれたかなとは思っております。ただ、これ非常に掘り下げてやらないとなかなかわからないものがありまして、なかなかそこまでは至っていないというのが現状です。私も監

査委員としては1年生でして、能力不足な分がありまして十分できていないのですが、23年度につきましては監査委員として必ずやらなければならない監査の五つはもちろんやりましたけれども。それ以外は手がいっぱいといいますか、やれておりません。だから先ほど言ったような財政援助団体とかそういうところには23年度は全然手が回っておりません。監査能力不足ということで、回っておりません。2年度、今年度は2年生になりますし先ほどおっしゃった効率性、経済性というようなところを、特にこれ定期監査になると思うのですけれども掘り下げてやっていきたいなというふうに思っております。1年度は不十分な監査でやっています。

決算審査に関しましては、かなり突っ込んだところまである程度はできたかなということはあると思いますが、まだまだ不十分だと思いますので、今後掘り下げた監査をやっていきたいと思っています。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

失礼に当たるかもしれませんが、監査委員には2名なっていますね。それで1名は議会から、議員からという充て職になっております。それからもう一つは、これは109条の3項だったと思いますけれどもそこで規定されています。住民の方から識見のある人を代理監査委員に選んで、町長が選んで、議会の承認を受けることになっております。議員の場合ですね、その識見があろうとなかろうと、これは充て職でありますので、議員というのは集票さえできれば議員になれるわけです。ところが、その中で代表監査委員は町から選ばれた見識のある方というふうになっていますね。今回、監査委員がいろんな提言をしていただいております。しかし今おっしゃったように適正の範疇、合法性の範疇だろうと思うのですね。町長が言われる財政運営の健全性の確保に視点を合わせた意見書であると。この中でちょっと目新しいのはですね、町債財務管理ということを新たに言われております。これは重要な視点かと思いますが、今後ですね、今申し上げた3Eの視点で進めていただけるという御意志はございませんでしょうか。金目の面、期間の問題いろいろあると思いますが、報酬の面ですね、いろいろあると思いますがいかがなものでしょうか。せっかくの太田監査委員の見識を生かせると思うのですけれども。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

基本的には私もそのように思いますので、そういう努力をしていきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

監査というのは非常に大事な、株式会社というか、会社においてはそれが次の年度の戦略策定の基本になるのですね。それぐらい重要な意味を持っていますが、どうしても官の場合は帳尻を合わせる、数字を合わせる、適正に法に合って処理をされているかだけということになっております。

ところで、監査には御存じのとおり書面検査と実地検査、監査ということでしょうけれども。書面監査、実地監査がありますが、基山町において実地監査あるいは実地検査をされたことがございますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

必ず監査委員がしなければならない監査しか去年度はできておりません。だから実地、例えば財政援助団体に行って監査するとかいうことについてはまだできておりません。今後はもちろん考えていきます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

ありがとうございます。決算の審査を、先ほども言ったので国では会計監査と言います。地方自治体では監査と言っているのです。国には会計監査院法という法律がありますが、読まれたことがあると思いますけれど（「会計検査」と呼ぶ者あり）会計検査院、検査院法ですよ。会計検査院読まれたことがあると思いますが、全く同様な機能を持っています。

ところで、会計検査院の歴史というのは御存じでしょうか。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

知りません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

検査院の機能ですね、会計検査院の機能は近年というか平成になってからでしょうか、国際化多角化をしてきております。町の監査機能も変わらなきゃいけないんじゃないかと思うのです。決算は、ただ単に数を見ればよい、あるいは数字が符合していればよい、ということではないと思うのです。今まではそれでよかったのです。適正に手続きをして、数字が帳尻が合っていればそれで会計検査というのは、会計監査というのはよかったのです。23年度の監査所見は、代表監査委員の知見で随分私は進歩したと思っております。数字は結果あるいは成果の兆候です。そのもとを監査をしていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。それで必要があればですね、代表監査委員の報酬は町の条例で決めることができる。これは今まで、過去の最初につくられたときの、国の会計検査院の制度は明治のころにできていますからね。それから戦後の確か22年に大幅な改正があつてと思うのですけれども、非常に変わってきているわけです。そういうところで、必要があれば監査委員報酬、代表監査委員の報酬は見直してですね、それに対する補助をつけて、このことについてはまた後でちょっと申し上げますけれども、やはり効果がある検査、監査、これをやっていたかなきゃいけないのではないかと思います。私も昭和49年に国の監査を受けたことがあります。非常に厳しいですね、検査院は来られませんけれども。プロの集団が来るわけですから。一つのことを多方面にわたって全部洗い上げるといったら変ですけど、調査をされます。それでやはり1名の代表監査委員、合議制になっていますけれどもね、1名の代表監査委員とノンプロの職員だけではどうしようもないと思うのです。会計監査院の職員はプロ集団ですね、もう会計に関してのプロの集団です。（発言する者あり）会計検査院です。私の口が悪いのか、どなたかの耳が悪いのかわかりませんが、検査院です。そういう見直せばよいと思うのですけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。監査委員というものの役割、効果あるいは報酬、その体制について。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私としましては、現在のところ代表監査委員さんもまさにプロ中のプロ、数字に関しては特にそうだというふうに思っておりますし。それからさっきからちょっと気になっておったのは、議員の監査委員さん、これはとにかく充て職だというような言い方をされますけれども、そんなものじゃないんじゃないですか。これは議員さんから出していただいた監査委員さんですから、しっかりとしたやっぱり議会の事情も知って、そして監査もしていただいております。見識がどうのこうのということの中でおっしゃるのはちょっといかがかなと、私は思っております。

それから、いろいろやっぱりこれからの会計監査ということは決められたことだけじゃなくともっといろんな職責があるというふうに思っております。それはいろいろと今度出していただいておりますし、それ以外にも私も監査委員さんと報告を受けてお話を聞いて、そういうことが大分できてきておるといようなことでございます。

それと報酬に関しましては、やはりこれはそれだけの責任を持ってやっていただくということですから、どこかでやっぱり金出さなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

議員の素質、個々について言ったわけじゃない。議員から出せというのは議員の充て職じゃないですかと言ったのですね。議員の中の有識者なんてことは何もないです。ただ議員ということで。議員というのはこの前ポピュリズムの話をしましたが、議員というのはですね、集票があればできるわけです。その人に中に私も含んでいろんな知見があったりなかったり、いろんなことがある。それから足りなかったり。いろいろあろうかと思うのです。やはり代表監査委員の双肩にかかっていることが大だと思う。町長言われましたように私は今回の太田監査委員についてはプロだろうと。ただ、行政のことについてはやはり議員のほうがなじんでいるというか、だからそういう点では議員が入ることにも意義があると思います。

次はですね、決算の視点で企業会計の導入を準備をされていますかという質問に対して、自治財政局長通知により公会計の推進についてということで、4項目のバランスシートなりロスアンドプロフィットチャートなりを挙げられました。また23年度についても、つくっているというふうにおっしゃったのですが、なぜそれを決算のときに提出をされないのか

しょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

23年度の決算につきまして、今議会で認定を受けましたそれからの公表になりますので、今回の議会には提出をしておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それでは今ですね、貸借対照、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書はどのように使われていますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

一般の企業であれば、利益追求のためにそれを使っておりますけれども。自治体の場合については、そればかりではございませんので、数年前から始まって数値的には国も望ましい数字とかも出しておりませんし、自治体について適用についてのその方法とかの基準をまだしておりませんので、資産の価値とか減価償却については十分考えてしておりますけれども、それ以外については前年と比べるとかよその市町村と比べるとかいうふうな使い方しかしておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

局長通知があったからつくっているだけ。それを比較をしたりというだけでですね、これをプロの代表監査委員のほうに渡されていますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それについてはですね、以前お話をさせていただいて望ましい数値とか目標になる数値はどのようにしたらいいのでしょうかというようなお話をしましたけれども。やはり民間とはちょっと考え方が違うので、前年対比とか一般的に財政状況がいいとかいう町のデータと比べる以外には今のところはないんじゃないでしょうかという結論に達しております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

今、公会計から企業会計の導入ということで、県それから政令都市はその導入が定められております。それ以外の市町村にも逐次進めるようになってきている。それは、今の要するに行政を見直さなきゃいけないということを国が考えているから。そして与えられたらそれをもっと積極的に、私は昨年基山町の行政、基山町の行政だけじゃないと思う。たまたま基山町行政に出会ったものですから、消極退嬰である仕事のやり方が、とこう申し上げたのです。やっぱり若いですね、若い課長さん方はそこらあたりをもっと知恵を働かせて町のために積極的にやっていただきたいと思います。

基山町の公会計、企業会計の導入を準備を進めていると昨年町長は回答されております。目標年度は何年度に定めておられますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

昨年ですね、町長が回答されたのは下水道特別会計のことを回答されてあると思うのですが。一般会計のことについてはまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

特別会計は、まさに本来収入があって支出がありますから、土地公社と同じように企業会計が非常にすぐ適用されやすいところで。ただ一般会計であってもですね、それをしなきゃ

いけないというのが今全般の考え方だろうと思います。ひとつ早目に積極的にどうしたらいいのかということをお願いしたいと思っています。

それから次に移らせていただきますが、決算と監査の職務に関連してということで。職務をお答えいただきました。監査委員所見の中に、黒字は当然だという評価をされていますが、財政運用の健全性を重視して事業をしなければ、要するに守勢に回れば当然ではないでしょうか。それが町長との懇談会で基山町の町は元気がない、活性化がない、何もされていないという意見が出されたことじゃないかと思います。さて、その監査についてやはり出口評価、成果評価というのを私は積極的に取り入れてやっていただかなきゃいけないと思っておるのですが、いかがなものでしょうか監査委員。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

私もそのとおりだと思います。財政収支や実質収支が黒字だったというのは、私はもう要はそれを黒字というのは財政運用の基本中の基本であると。でも、それが確保されたということは、基本中の基本が確保されたというのは一応評価すべきだと、そういうことでやっています。もちろんおっしゃるとおり、そういうふうにするべきだと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

歳入歳出の数字、計数だけを審査されていていろいろと御諸言をいただいておりますが。不用額調べにおいて一般会計だけで130の節があります。その上に50万円以上の不用額が52項目、約40%になっている、50万円以上ですね、あります。その原因も、確かにいろんな理由があると思うのですが、そこらあたりについてどのように監査の点で、そこに不用額調べが出してあります、一番最初に出していますね。どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

不用額については、いろんな内容があります。例えば、一つは経費削減の効果とかですね。それで新しいことをやるんで予算をちょっと余裕に持っていて、それが最終的に余ったとか。

それから予算そのものがちょっと甘かったとかですね。いろんなことがあると思います。そのうち不用額は私も気になりまして、いろいろ調べるというか聞いて、まとめはできていないのですけれども、やはり経費削減のやつもありました。いろいろありました。これは私は非常にうまくいうのですかね、下手にすると予算が余ったからじゃあそれ次からもう、じゃあ予算余って追及されるのだったら今年度に使っておこうとか、そういう悪習になるといけないと思います。そこありますので、十分これ内容を見て次の予算に反映させないと、下手すると変な方向に行くなということですので、それぞれ数字が幾らということまでの統計はされておられません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

監査委員の意見にありましたように、これは行政の努力の成果でもあるというふうに書かれております。確かにそういう面もあると思います。またある面では、見積もりの誤りである、ラフであるという見方もあるかと思いますが。それから事業をやらなかったということもあるかと思いますが。いろんな理由がありますが、やはりこれから監査委員の所見の中に、歳入増対策について言及をされております。しかしこれからはですね、自主財源及び依存財源ともに増収というのは、まあ望めないというのが一般論であります。そして基山町の税務住民課は非常に徴収率が高いです。今98%、99%、非常に努力をされている。それでもなおかつこれだけ滞納もあります。そうするとですね、23年の補助金総額は1億4,000万円、委託料は4億8,000万円あります。やっぱりそこらあたりのですね、こうつらつらと見ると、やっぱり委託料はどうか。確かに委託料も自治事務だけじゃなくて、国から委託された孫請けの委託もありますし、補助金もそうであります。どうしてもない補助金もあります。上からね、これ出しなさいということでやっている補助金もあるわけですから。しかし、そこらあたりの今度出た、出た後のですね、それがどのように使われているか、どのように実際なっているのか、これは今まで一切出口、成果、これはやられていない。そこらあたりをですね、やはりこれからやっていくことが大事ではないかと思いますがし、これは今まで余り重視をされておられませんでした自治法199条第7項の監査機能ですよね。これで十分ですし、やれるわけですし、これからさらに重要になっていくんだと思います。

時間がありませんから、ついでに次のことを言って質問を終わりますが。基山町では補助

金を出すほう、要するに町長と行政の代表と補助金を受ける組織の代表が同一者というのが多くあります。公金の流れの視点、受け取る側の団体の活性化という視点で問題はないでしょうか。監査委員はその点どうお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

済みません、もう一回お願いします。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

たくさんのことをいっぱい言いすぎましたので。要するに、補助金が非常に額多いよ、委託料が多いよ、この中身の問題と。ここはちょっとそれからその検査が必要ですよ、それは197項で十分できるのですよというやつですね。それで、最後にまとめて質問したのは、補助金を出すほうは行政の首長ですね、受けるほうも首長、例えば社協の会長というのはそうです。観光協会の会長もそうです。米推進協議会の、米なんとか推進協議会ですね、そういうのも全部町長になっています。そういう受けるほうと出すほうが一緒。これはどうかということと、その町長は兼ねていることによってその受ける組織自体が町長お忙しいでしょうから、活性化にならないのではないかとということを２点。監査の視点でいかがでしょうかと質問しました。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

確かに現実是这样いような感じになっているところが多いのだと思うのです。この財政援助団体等に対する監査につきましては、私は今財政援助している団体に援助しているのは担当課があるのですね、それぞれの課があります。その課がいろいろ契約をして管理もし、監査もしているということなのですね。だからこの次の定期監査ではそこら辺、担当課のほうを私はちょっと監査したいなというふうに思っております。それで確かにそういうおかしいような現象もあるのだと思うのですね。そこはだからどこまで是正できるかわかりませんが、そこら辺も見ていきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

非常に御無理なことを承知でお願いしているのでありまして。それは先ほど言った報酬だとか、その補助体制をしっかりしないとですね、これは後で申し上げます。

今回も事業評価説明書が11項目出されております。全てに自治事務と書かれております。本当に自治事務なののでしょうか。私は、今回予算の編成ということを扱われています。これは予算の編成は財務課長によると地財法には編成と書かれているよ、でも地方自治法には調製と書かれていますね。調製をして議会に提出しなさいと書かれていますが。予算の調製においてですね、法定受託事務と自治事務を明確にすることは私は大事だと。それを予算の調製のときに明確にすべきだと、こう申し上げてきたのです。その理由はですね、法定受託事務というのは目的とかその必要性が全部審議されて出てきております。そして確かに一番第一線である受給者がいる、地方自治体の要するに受益者負担分を出しなさいと、負担割合決まっていますね。それについては、余り審査をしたり監査は帳尻が合っているかどうかというのは必要かも知れませんが、議会が必要ないだろうと思っておりますが。それについてただしですね、横乗せ、上乘せ、横出し事業があればこれはちょっと別なのです。例えば放課後児童預かりを法定では5時までとなっているやつを7時までやるとなると、これは上乘せ事業になります。そうするとそれは自分のところの財源をもっと出さなきゃいけませんから、それは審査をしなきゃいけないし、予算もそうですし、監査もそうだと思うのですね。そういう法定受託事務と自治事務というのは、全然私は違う、異なるべきだと思っているのですが。議員の中にもそんなことはない、こういうふうに言う方がおられます。そういう点で監査という視点では、やはりその法定受託事務と自治事務、今回の事業分析にも全部自治事務と書かれています。これは地方交付税交付金と国の支出金、支出金とか負担金とかいろんなを含んでいるのですけれども、支出金業務は目的が全部違う。交付金は自由に使えますからその中からいろんな事業がやれます。支出金は全部ひもつきですから。それが入っているやつが本当に自治事務なのかどうか。こういうことをね、多分真剣に検討されていないんじゃないかと思うのです。だからこの行政経験者も全部自治事務だみたいなことをおっしゃる。全部自分がやってみたようなことをおっしゃる。それは下請けやっているのと、みずからやるのとは全然。だから我々はみずからやることについては、その必要性和目的をしつ

かり審議しないと余計な財産になる。税金の露出になるわけですね。そういうところですね、監査という視点でどのようにお考えでしょうか、法定と自治事務について。

○議長（後藤信八君）

太田代表監査委員。

○監査委員（太田博史君）

そこまで私検討して、考えておりません。わかりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

やっぱり基本の国の体制、日本は明治からずっと中央集権体制をとってきましたから、非常に難しいところがある。ただそこには合理性ですね、条理というのがありますから。やはりそこから我々は研究していかなければいけないと思っております。

最後になりましたが、前に私は監査計画の提出を望みました。それで月例検査、金庫検査、監査委員研修と書かれているだけでした。それで前の議員監査委員に何をしていますのですかって聞いたら、いやあ忙しい、領収証をチェックして金出し入れを全部チェックしているんだとこういうふうにおっしゃっていました。私は呆れたのです。そんなことはね、補助者がやればいいんです。有識者の監査委員がやることではない。ただ、1名の補助者しかしないということですから、これは無理からぬことだと思いますが監査委員は、特に代表監査委員は有識者から経験のある面でプロから選ばれているわけですから、もっと大局的な観点から税金の無駄遣いをしていただきたい。これは、ただ帳尻が合うだけでなくそれがやっぱり節税効果になるでしょうし、必要があれば減税をすればいい話です。あるいは必要なところへ使うことによって、町は活性化していきますし、住民の福祉サービスは向上していくわけですね。これは国の検査院が非常な権力を持っているのと同じように法を調べていただければわかるのですけれども、ある面では監査委員の方は絶大な権力をお持ちなのです。それが行政の御配慮で1名の補助員しかつけられず、忙しいときはつけてくれるということですが、今まで機能が果たせないような仕組みになっています。ひとつそういう仕組みから、ひとつ変えていただきたいことをお願いをして代表質問を終わらせていただきます。

以上です。（「総括質問です」と呼ぶ者あり）総括質問、ごめんなさい。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で片山一儀議員の総括質疑を終わります。

ここで10時45分まで休憩します。

～午前10時34分 休憩～

～午前10時44分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

続いて、重松一徳議員の総括質疑を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。第35号議案から38号議案に対して総括質疑を行います。6番議員の重松です。

決算とは御存じのように予算を執行した結果、具体的にどのような成果が上がったのか予算執行過程でどこに問題があったのかを示す成果報告も含みます。3月31日に会計年度が終了するのを受けて出納を締め、会計管理者が決算を町長に提出し、監査委員が町長から示された決算を審査して意見書を提出し、そしてこの9月議会に町長が監査委員の意見書を添えて議会に上程するという段取りが組まれております。議会での審議、特別委員会での審査は、議会で決定した予算が適正に執行されたかを審査し、行政効果や経済効果または費用対効果を調べ、次年度以降の予算編成や行財政運営に生かしていくことが主な任務だと認識しています。詳細については、決算の特別委員会で審査をしますので、総括的な3項目について質問をいたします。

第1点は、決算の概要についてです。

まず、平成22年度決算説明書では、人口減少には歯止めがかからずと記されておりましたが、23年度の決算説明書では人口減少がここ数年と比較して鈍化したと分析をされております。この根拠は何かをまず質問いたします。

2点目は、自主財源の根幹となる町税収入が4年連続減少しているとの実態ですけれども。具体的な数値を示していただきたいというふうに思っています。

3点目は、町税4年連続減少の原因をどのように分析をされ、そして23年度でどのような対策が講じられたのかを説明ください。

次に、22年度決算と23年度決算の相違点について説明をください。

次に、23年度決算を当然町長は分析をされまして、今後の町政に反映させていくというふうに考えますけれども、23年度決算の教訓について質問いたします。23年度決算から25年度予算編成に組み入れる施策は何があるというふうに分析をされておりますでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の決算についての総括質問にお答えをいたします。

まず1項目めでございます。決算の概要についてということで。

1、人口減少がここ数年と比較して鈍化したと分析しておるが、根拠は何かということでございます。転出は22、23年度とも前年比約60人の減。それから転入は22年度は対前年比70人の減。それから23年度は対前年度比91人の増となったことから、ここ数年と比較して人口減少が幾らか鈍化したということと見ております。

2の町税収が4年連続減少しているとの実態だが、具体的数値を示せということでございます。

これは現年課税分でございますけれども、20年度が調定額24億3,254万4,000円、これは前年対比で98.6%でございます。ちなみに収納額としましては、24億1,222万5,000円となっております。それから21年度は調定額が24億890万5,000円、前年対比の99%ということ。収納額は23億8,527万円ということでございます。それから22年度は調定額23億4,354万8,000円、これは前年対比97.3%でございまして、収納額は23億2,441万5,000円でございます。それから23年度は調定額が23億2,042万7,000円、前年対比が99%、収納額は23億99万円でございます。

3のその原因はどのように分析して、23年度でどのような対策が講じられたのかということでございますけれども。

町税のうち、個人町民税と固定資産税が減少をしております。個人住民税の減少については、個人の総所得金額や納税義務者の減によるものでございます。固定資産税の減少は、新築家屋の減や設備投資の減によるものです。23年度での取り組みといたしましては、個人住民税の新たな滞納の発生を未然に防止し、収入未済額を削減するため県と連携して特別徴収の適正実施に向けた取り組みを行い、これは24年度も引き続き取り組んでまいります。佐賀

県滞納整理推進機構への加入を検討して、24年度から機構へ参加することといたしております。

それから2の22年度決算と23年度決算の相違についてでございます。

1、22年度決算と23年度決算の主な相違点は何かということです。

22年度と23年度の決算を比較しまして、大きく額が減額となっている要因は、地域活性化交付金事業の減少でございます。総額で言いますと22年度が1億5,500万円、それから23年度が2,500万円となっており、1億3,000万円の減となっておるということです。このため、人口一人当たりの主要目的では町の振興、観光・農業・商工の振興、それから教育の振興について減少幅が大きくなっております。性質別で比較いたしますと、投資的経費の減少幅が大きくなっております。

3項目めでございます。

23年度決算の教訓についてということで、1として23年度決算から25年度予算編成に組み入れる施策は何があると分析しておるかということでございます。

今回の地域活性化交付金のように国の施策によって町の財政が左右されることになりますので、25年度当初予算編成においても確実な歳入額を見積もり、継続事業を中心に歳入に見合った事業を計画していくということになろうと思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

では、2回目の質問をさせていただきます。

最初に人口減少が鈍化した分析の根拠はと。された根拠はというふうに伺いました。これは後藤議長が6月議会でこの数値については詳しく質問されておりますので、その再確認でさせてもらったわけですが。一つは出生率、これは今言われたのはあくまでも社会増減分だろうと思うのです。転出転入です。自然増減、出生等死亡、これについての分析をどのようにされているのかというのと。後藤議長が6月議会で基山町のこの出生率を聞かれてから、それを把握していないというふうな答弁だったと思いますけれども。その後これ、基山町のこの出生率把握されていますか。まずこの点を質問します。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

出生率という率という面ではちょっと把握しておりませんが、出生数でいきますと20年度から段階的に減っておりまして、昨年は特に前年比17人減ということで大幅に減っております。死亡につきましては、例年、毎年少しずつふえていくという状況です。自然動態に関しましては、おわかりのとおり出生が減りまして死亡がふえるわけですから、だんだん自然動態は減がふえていくという状況でございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

そこをやっぱりもう少し詳しく分析したほうが私はいいなと。そういうのは、本当に人口減少は鈍化しているのかという中で、確かに23年度を見れば鈍化しているように見えないことはないのですね。しかし長期的な見方をすれば、やっぱり基山町はずっと人口は減少していると。特に24年度を見れば、この減少幅というのはまた元に戻っていくのですね。ただ7月に外国人登録で一時期70何人かふえていますけれども、それを抜ければ間違いなく基山町は今まで同じペースで人口は減少しているというふうに私は分析しますが。この辺をどのように判断されていますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

人口の減少の主な原因は、やはり社会動態であります。そういう中で、まずその社会動態の中で一番大きな要素を示すのがいわゆる学卒者の動向ということになりますけれども。18歳から22歳の人口が、ちょっと期間は短かったのですが21年度から23年度を見ますと10%減少しております。ということは、学卒者の年代が減ということは社会動態の減が今後は暫時減っていくということになりますと、転入ということは居住空間の提供の問題がありますのでばらつきがありますけれども、転出は今後少しずつ減っていくものと考えております。実際、平成18年から21年にかけては、転出は800人を超えるものになっておりますけれども、その後減少しております。今年度も状況は8月までですが、

状況を見てみますと昨年と同ぐらいということになりますので、700人をちょっと超えるぐらいになるんじゃないかと考えておりますので、社会動態としては減っております。

それから自然動態につきましては、御存じのとおり高齢化が進みますから、当然死亡は順次ふえていくものと思いますし、先ほど申しましたとおり18歳から22歳の人口ということになりますとそこが減っているわけですから、ちょっと18歳から39歳のところの人口を調べましたけれども、それについても21年度から23年度まで4.6%の減ということになりますので、当然子供を産む世代が減るわけですから出生数も5%程度の減は今後とも出てくるものと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

その分析が間違うと、基山町の今後の町政に反映できないと。私はなぜここをしつこく聞いたのかというと、こういうふうな表現をですね、人口の減少幅が鈍化したというふうなこの表現を使うことが今後の基山町の町政にとって私はマイナスになってくるんだと。分析が。その前までは、22年度はどういうふうな分析の仕方をしていたかということ、人口減少に歯止めがかからずと、ですね。たった1行のこの文書の違いが大きく基山町の今後の町政に影響してくるというふうに私は思っておりますので、ここをちょっとしつこく聞きました。私もこういう決算の概要でまず、この世界情勢を書いたりとか日本情勢を書いたりとか、私たちこの基山町を取り巻く情勢とか、そういうふうな書き方は私も長年いろんな運動をしてきた関係では当然するのですね。何でかということ、その分析が誤るとその後のこの町政とか運動に大きく影響するということで書くのですね。ただ単にこれ書けば何かというわけじゃなくて、その分析が大変大事なんだということだけは確認しておきたいと思います。

それで、まあ6月議会で木村議員、そして後藤議長も基山町の人口推移はどうなるのかというふうな質問をされましたね。人口問題研究所の試算なんかも出されましたけれども。基山町独自です、基山町独自のこの人口推計というのは何かありますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

特に公表できるような正確なものは、ちょっと実のところ持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

あえて言えば、総合計画とかですね。それに少し将来1万9,000名とか2万1,000名とか書いていますね。それがもうじゃあ時代にそぐわないということで、総合計画そのものも見直す時期にというふうな、前期と後期と分けてからというふうな考えになろうかと思えますけれども。ある程度の佐賀県あたりでは人口の将来像、将来の見通しを立てるときには独自の調査方法を私は持っているんじゃないのかなというふうに思えますけれども。これ、副町長この辺、何かわかりますか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

ちょっと詳しいことは知らないのですが、人口推計、協会等があると思うのですが、そちらの手法を用いて出していると思いますので、その独自の観点での推計方法についてはちょっと存じ上げておりません。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

じゃあこれ以上はこの問題については聞きませんが、私は何かの時点でやっぱりこれは考えていくべきことというふうに考えております。

2番と3番は一緒に質問しますが、私が心配しているのは、減額のこの要因ですね。これがいろいろありますけれども、20年度、先ほど現年度課税分を説明受けましたね。20年度から23年度で出してもらって、それぞれの年度を見れば対前年度比98とか97とかいう感じなのだと思います。例えば、平成20年度と23年度を比較すると収納額が約24億1,200万から23億なのですね。20年度、23年度というふうに少し長いスパンで見ると、1億1,000万この収納額が減少しておりますけれども。この減少額の町民税、固定資産税ありますけれども。この辺の内訳はどのようなになっておりますか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

今御質問の20年度と23年度で減少幅が1億1,200万程度調定額より減少をしております。この税目別に減少と内容を見てみますと、減少した税目が個人町民税がこの20年と23年を比較すると減少が1億397万9,000円ですね、減少しているのが。それから法人税も20年と23年を比べますと1,980万8,000円、それから固定資産税が1,362万1,000円というふうな形で減少をしております。減少だけでいきますと、1億3,700万円ぐらい減少になる税目を足していきますとなります。この中で、個人町民税がもう75%ぐらいは減少ということで4分の3ぐらいは個人町民税の減少によって減少していると。単純に比較しますと、軽自動車税のほうは逆に300万円ほど増加しておりますし、たばこ税のほうも2,200万円程度増加という形にはなっておりますので、差し引きして先ほどの1億1,200万円程度というような形でなっております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

今言われた部分がまさしく基山町の衰退なのですね。これがまさしく基山町の衰退なんだと。特にこの町民税、この大幅な減少がそれだけ基山町の活力がなくなっているというふうな、これが具体的な数字だろうというふうに私は分析しております。

それをもとに、じゃあ23年度どのような対策を講じたのかと。言われたのは、例えば地域活性化交付金事業は大幅に減少しましたがけれども、片方では地方交付税はプラスなのですね、その分知っていますね。ということは、国からどうのこうのじゃなくて、私はこの使い道、一人当たりの使い道の中で町の振興が一人当たりですね9,600円減ったというところが物すごく心配なのですね。これなぜ大きく、22年度決算と23年度決算を比較してですよ、大きく一人当たり約30何万のうち9,600円も減った要因は何ですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それは町長が先ほどお答えしましたように、地域活性化交付金の事業の減が主な原因でございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

いや、地域活性化交付金は減りましたが、言うように地方交付税は大幅にふえたでしょう。約1億円ぐらい地方交付税はふえたのですね。地域活性化交付金が減ったけれども、それと同額まではいきませんが約1億円地方交付税はふえているのですよ。逆に言えば、基山町が自由に使えるお金はふえたのですよ。地域活性化交付金はいろんなあれがありましたね、私もちょっと少したったもので思い出していたのですけれども、きめ細かな交付金ということですね、いろんな使い道が限定されていたのですよ。しかし地方交付税交付金そのものはこれ逆に言えば自由に使えたんじゃないですか。その中で町の振興費が大幅に約9,600円減ったのはどういうことですかというふうに質問していますけれども。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

確かにですね、地方交付税ふえまして一般財源の額はふえました。それなりに一般財源となって事業はしたと思うのですけれども、統計的な数字で見た場合には地域振興費というのは民間とか企画費とかが入っていますので、その中に臨時交付金の事業が大きいやつがありましたので、対前年比で一人当たりをしていくと割り振りの関係ですけれども数字的には減ってきたということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

例えばですね、先ほどもう一回もう一つの答弁として、投資的経費も大幅に減少しましたというふうな答弁がありましたね。ただ、私はここら辺の一連の今基山町が抱えている問題の一つがこういうふうなところにあるのかなとも思うのですね。具体的に基山町の動きが目に見えないというところで、性質別では投資的経費の減少幅が大きくなっていますと。確か

に小学校とかいろんな建設なんかがあって、そのころと比べるとわかりますよ。しかし22年度と23年度を比較して投資的経費も減少したんだというふうな判断なのですね。じゃあ22年度と23年度で比較してこの投資的経費、どうしてこれ減少したのですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど申しましたように、臨時交付金は投資的経費に入りますので、それを引くと1億3,000万円ほどの減額となっています。それを除いてすると、若干上向きというか増加のほうになっていると思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

同じみたいな回答を言われて、私は同じみたいな質問をしているというふうに思われるかもしれませんがけれどもね。それぞれの歳入から見てもらって判断して、そして歳出を判断する中で質問しているわけですけども。地方交付税がふえたというのはもう言いません。ふえているのですよ。逆に言えば基山町が自由にできるお金が。そういう中で歳出が、どういふふうに問題があるのかというところで、これまた決算の中でもこの辺はしたいとも思いますけれども。どうしても公債費は少しでも減らしてはならないとか、基金に積み立てとかですね、いろんな部分があって結局基山町の町長の考え、どのように基山町の将来にとってここで投資的なことをしなければならないというのが、逆に言えばなかったと。なかったから結局投資的経費がされていないというふうに私は理解もしております。

それで、少し質問を変えたいというふうに思っております。質問事項の3番目で23年度決算の教訓というふうな質問の仕方もしました。その中で、継続事業を中心というふうに言われていますね。23年度予算、確実な歳入枠の見積もりと、これは当たり前なのですね。そういう中でじゃあ、何か25年度に組み入れる施策はなかったのかと。そこが私大変心配なのですね。というのは、22年度、23年も今比較しながら言いました。24年度予算は言われるように骨格予算なんだというふうに言われたのですね。町長選挙があるから骨格予算なんです。だから6月議会でどういふふうな補正を組むのですかというのがなかった。そして今度

は9月議会で今しましたけれども、具体的にじゃあ、これというふうな施策はなかったのですね。そういう中で25年度予算についても反映させる事業は逆に言えば継続事業だけというふうになれば、一体基山町はどこで活力をもう一回基山町の活力を吹き返すのかというところで大変心配になるのですけれども。本当にこの継続事業だけしか考えていませんか。いや、例えば今言える段階ではないと。まだ今、いろんな調査段階とか、逆に言えば町民に今から先パブリックコメントいろんな部分で意見も聞かなきゃならないということで、具体的に今は言えないけれどもというのはあるかもしれませんけれども。継続事業以外に何もないので、ここ確認させてください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

何もないかということなのでございますけれども、やはりこれからいろいろと考えなきゃいかん部分というのは私自身は頭の中にはございます。今これから検討してまいります図書館をどうするかとか、それから憩いの家あたりももう大分老朽化していますから、その辺をどうするかとか。そういうことがやっぱりやっていかなきゃいかんとも思いますし。それからまた道路等についても、やはり順を追ってやるべきところはやっていくという、そういうことは当然私も思っております。ただ、今じゃあ今度それから何年後にはあそこというふうな、そういうところまではちょっと申し上げる段階ではないというふうに思います。

さっきからちょっと聞いておりますとやっぱり、確かに活力、元気、これは必要だと思います。それは何かこう仕掛けていくというようなことだと思いますけれども、本当によく投資投資という言葉が使われます、投資をどの程度先行投資、民間では先行投資とかというような、それは何かというとやっぱり拡大生産のための投資とかシェア獲得のための投資とか、そういう意味合いの投資というようなことじゃないかというふうには思います。したがって行政としましてはやっぱり、その収支のバランスを見ながらそれに合ったことも必要だと、余り投資投資と先行ということでは、ちょっと私はいかがかなというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

私も今町長が言われた部分、決してそれが間違いというふうにも思いませんし、これは基

本的なところでは大事な部分ですね。しかし今、基山町が置かれている状況、客観的な状況、これは一般質問等でずっとほかの議員も含めて出されていますので、ここでもうぶり返しませんけれども。それを打破するというふうな、やっぱり考えがですね。気持ちの問題かもしれませんが。やっぱりそこが私大変欠けていると。だから、今回のこの決算の中身も見れば、ずっと一貫して確かに事業も見れば、堅実にはされているのですね。別にこの中で、いや、これはこの事業はおかしいというのは別にありません。収支バランスも見ながら考えれば。しかしそこだけで本当にいいのかと。堅実だけでいいのかと、逆に言えば。私は冒険をしろと言うわけじゃないのですね。しかし計画的な設備投資も含めて、やっぱり基山町の将来にとって何が有効なのかと。鳥飼議員もよく、基山町のこの将来計画について具体的なやっぱり方針も含めて出すべきなんだというふうに言われていますけれども。私はやっぱりそこがないと、だからこういうふうに予算、決算、予算、決算として、その前年度と今年度だけを比べるみたいなやり方をしていますけれども。少し長い目でやっぱり見ていかなければまずいと。だから人口減少が鈍化したという表現が私は少し問題もあるというふうな言い方しているのですけれども。ぜひそこをお願いしておきたいというふうに思っています。

そして最後に、これはちょっと町長のほうに確認させていただきます。22年度予算を執行して、決算も終わりました。23年度予算を執行して、今決算していますね。そして24年度予算というふうに来ています。22年度よりも23年度は基山町は住みよくなりましたか。そして23年度よりも今24年度基山町は住みよくなっていますか。そして、24年度よりも25年度は基山町はよく住みやすい町になるというふうに思われますか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もよく住みやすい町をつくるんだというような、それがこれから先の見越したところのやはり人口対策、減対策というような、それにつなげていくんだというような言い方をしております。目に見えて、それじゃあ住みやすさ、幸福度じゃございませんけれども、住みやすさを数値で計るとか何とかということはなかなか難しいと思います。ですけれども、私はやっぱりいろんな施設かれこれはそれなりに必要ですけれども、やはり福祉とか教育とかそういう面でしっかりやっぱり取り組んでいかなきゃいかんと、そういう思いから子育て支援といえますか、23年度からは乳幼児医療等の助成を小学校から中学校の入院まで拡大したと、

通院まで拡大したというようなこともございますし。それから現物給付とかというようなこともございます。それから放課後児童クラブの充実、小学校４年まで拡大したというようなこと。また延長保育も実施しておると。それから保育料の見直しもやってきたということ。まあこの辺のところからということで、この２年ばかりやってまいりました。これで本当に住みやすくなったかというところとちょっと疑問ではございますけれども、こういうことをやりながら、そしてあと住宅なり何なりというようなこともあわせてやって、それでやっとなら人口減少に歯どめがかけられると。鈍化したというような表現、これは安易に使うべきじゃないというふうに思います。以前もこの場所で私が申し上げたのは、これは去年でございませうか、今の段階ではこのくらいで前年よりも幾らか減りが少なくなっておりますと。しかしこれで歯どめがかかるとか何とかということ、安易に思ってははいけません。そこまで言って、皆さん方の前で言ったというような記憶もございませう。そういうことでこれからもやはりバランスをとってやっていきたいなというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○６番（重松一徳君）

私は決して町長が何もしていないというふうには思っておりません。確かに基山町はいろいろな事業もしながら特に子育て、福祉に力を入れていると。これは他市町には負けない基山町の一つのまちづくりイメージでもあるのです。しかし、どうしても全体的な基山町のイメージを見ると、やっぱりこの人口減少というのがやっぱり一番の問題でもあるのです。そして子育て、福祉、力を入れているというふうに言われますけれども、それが出生率に反映されていないというところがやっぱり問題でもあるのです。この辺をやっぱり私たちはもう一回きちっと総括もしながら、何が基山町に足りないのかということをこの23年度決算の中で詳しくやっぱり分析をするべきだろうというふうに思っております。詳細については、決算の特別委員会の中でさせてもらおうということで、この場で総括質疑については終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で総括質疑を終わります。

日程第２ 報告第３号

○議長（後藤信八君）

日程第2．報告第3号 平成23年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

これ見ると、さまざまな数値そこに述べてあります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、いずれも良好というような見方でいいのかどうかですね。

（「監査委員はもうおられません」と呼ぶ者あり）あら、おらっしゃられん。はい、では町長にお聞きをいたします。監査委員はそういうふうに述べてありますけれど。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

決してこれでいい、満足していいということじゃないとは思いますが。やはりそこは、やっぱりさっきから出ておりますように活力なんなりあるいはまたもっと投資的なことも考えていかなきゃいかんと。それはしかし、あくまでもそのバランスをとりながらサービスもやっていくということかと私は思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

23年度決算を見るとですね、いい言葉で、いい言葉と言いますか、健全な財政運営とっていいのではないだろうかというふうに、監査委員の方も述べられていると思います。私もそのように思います。ただ、問題なのはそれだけでいいのかと。この辺が非常に私が問題を感じるところであります。町民の方からいろんな要望が出され、議会からでも議員の間からさまざまな町民の要望をどうするんだということを出されておりますが。もちろん今町長が言われたように、福祉なり子育て支援、これは非常に私も高く評価をしております。評価をしておりますけれども、それだけでいいのかという部分でちょっと疑問が、さっき重松議員と一緒に疑問が残るところであります。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終わります。

日程第3 報告第4号

○議長（後藤信八君）

日程第3．報告第4号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。河野議員。

○5番（河野保久君）

1点確認と1点御質問ということで、2点ほどお伺いいたします。

まず、この報告書はですね、僕の認識ではこれは25年度の教育の基本方針に生かされるためにこれをやったんだというふうに認識をしておりますが、それで間違いないのでしょうか。その点の確認と、もう1点がですね、おやつと思ったのが僕が非常に関心があったところで、通学合宿のところの3項家庭や地域などでの多様な生涯学習活動の推進というところの、課題と今後の方向性のところで、通学合宿のところに触れられておって、非常に指導者の方が多くて恵まれていたと。だけどこれからは中・高・大学生などの協力者を発掘していく中で、そういう方々も巻き込んでの活動にしていくことを目指したいと。おやつ、いいこと書いてあるなと思って読ませていただいたのですが。それに対する具体的な何か活動というのはお考えになっているのでしょうか。それともこういうふうにこれから検討していきたいという程度のことなのでしょうか。

この2点について、お伺いいたします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

最初の御質問ですが、昨年度の点検評価を次の24年度の基山町の教育基本方針に生かしているかということについては、そうでなければならないと、当然だと思っております。

それから通学合宿の件につきましては、確かに今支えていただいている方は割と年齢が高い方、子供たちと割と年齢の離れている方が多くございますので、そういうことについてはこれから検討していかなければならないと思っております。なかなか若い世代というのが、子供たちにかかわるというのが、なかなか若い人たちもそれぞれの生活がありますので、難

しいところありますが、そういうことは検討していきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

以前これ通学合宿というのは、以前にも基山町やられたことあるのですよ。うちの娘なんかですね、たしか中学生のころだったと思うのだけれども、十数年前ですかね。その当時は、小学生から中学生までだったかな、高校生までだったかな、要は多世代にわたってやって、しかもそれを手伝っていたのが青年団が当時ございました、青年団の方々が非常に熱心にお兄さんお姉さんになって、娘たちのこと子供たちのことを面倒見てくれて、子供たちの中も兄弟になって中学生が小学生の面倒見たり、宿題教えたりと、何か非常によかったのが何かその辺の何ていうのですか、僕も今の合宿は悪いとは言っていないのですけれども、もう一つそこに若い人たちの参画があったら、もっと楽しくて子供たちもあれになったしと思うのです。ただ難しいのは、さっきもいろいろな質問で人口減少のところでもちょっと出ていましたけれど、若い人たちが出て行ってなかなか戻ってこないという問題で、人手の問題あるので、何か手を考えておられるのかなと思ってこの質問をさせていただきました。ぜひですね、お考えにならないのであれば事あるたびごとに、そういうことは真剣に考えていただいて若い人たちを巻き込むというのはこれひとつ重要なことだと思うので、その辺の検討、それからいろんな働きかけをお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

ほかに質問される方。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

私も2点お尋ねをします。

評価の方法というところで、点検及び評価に関する意見というところで、法律第27条第2項のこの文書だけでは足りないのでは読み込んだのですけれども。どうしてもちょっと具体的記述がちょっとないのでわからないのですけれども、次の方に意見をいただきました、つまり有識者の方に意見をいただきましたというところで、この意見をどのように評価に反映されていくのかということが1点。

それからその同じページで上のほうに総合評価のBとC、これは文言でいくとすごくほぼ達成された、十分に達成できなかったという相反するような内容に思えるのですけれど。

読み込み方が足りなかったのかもしれませんが、全体的にこれを読んだらこれはBでもCでもどちらにもとれるような内容が、このBに上がっていたりCに上がっていたりするのですけれど。これをBとして、これをCとしてというような判断はどこで、何か線引きをされて上げられたのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その反映の仕方につきましては、一応事務局のほうでお出しをいたしまして、委員さんに意見をいただいて、委員さんのほうからこれはCであったらこれはBでもいいだろうとか、BであってもCでやろうということはいただいて修正した部分もございます。

それからBかCかという問題につきましては、Bはもうねらいは大体達成されたということですが、この点については内容だけではなくて委員さん方々がお感じになったことを率直に私たちも意見をお出しをいたしまして、これはCであるということについては文言とは多少ずれがあるかも知れませんが、そういう評価をいたしております。

○議長（後藤信八君）

有識者の皆さんの意見の。もう一つ。有識者の方の意見をどのように反映させたか。

○教育長（大串和人君）

有識者の方の意見の反映ですが、先ほどこっと説明が不十分だったということですが。委員会の中で私たちが原案について有識者の方から、こういう内容であるがそこまでのことはなかろうと評価を下げていただくことがあったり、それから逆に、いやこうであっても確かにもっとやっているのではないかということで評価を上げていただいた項目もあったことがございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかにありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

法に従ってこの評価をやられるようになったのですが。今小学校、中学校でもこの前評価を、生徒の評価ですね、これは相対評価、クラスであるいは学校でどれぐらいいるかということになっているんだと思うのですが。このA、B、C、Dのですね、質問はポワソン分布的なものなのか。わかりますねポワソン分布っていうのです。体系がわからんか。（「わか

らないよ」と呼ぶ者あり）標準分布というのがあるでしょう、中央に25%、20%、10%、3%とってこの分野に分けてありますね。そういう区分でA、B、C、Dが分けてあるのか。あるいは25%ずつ適当に分けてあるのか。これが一つ。

それからこの非常に社会教育委員の方も常にかかわってあるわけじゃないですね。それでこの評価を見ると非常に定性的な評価ですね。これが定量的な評価はできないものかどうか。注意がはらわれているのかどうか。例えば今、学校の通信簿も絶対評価と相対評価というのが常に出てくると思うのですけれども。要するに子供の成績は、特に中学あたりは試験の成績を随分使って、要するに定量的な評価をしています。非常にこの基準が、子供の場合はクラスの中で、あるいは学校の中での相対評価になりますが、これはこの学校だけ、小学校だったら二つあります、中学だったらその中学だけの、要するに絶対評価なのか相対評価なのかかわからないですね。相対ではないと思うのですが。しかもそれが非常に定性的に行われている。こういうその定量的な評価について、どうお考えなのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

最初に、ちょっとお答えします。小学校と中学校の評価の問題ですが、今絶対評価でやっておりますので、相対評価は子供たちの評価の中には、成績は出しておりません。

それから評価の方法ですが、非常に難しいポワソン分布でありますとか定性評価、定量評価の評価の方法をお示しいただきましたが、私たち評価についてはそこまで詳細に見つめた部分についてはやっております。学校が出してきた評価でありますとか、いろんな団体から出た自分たちの自己評価について、そのことについて委員さんの客観的評価を踏まえて出した評価でありますので、そのことについては今後ちょっと勉強させていただきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

非常に教育の評価って大事だと思うのですけれども、今社会教育委員の客観的などおっしゃいましたけれども、外から見たら客観なのかという問題ですね。そこらあたりが、やはりもうそれだったら全部Aにしちゃえばいいじゃないですか。Aで全部いいんだよって。それ

でそれとそれがリンクしない、要するに根拠がないというか定量的で差もなければ、全部Aで出しちゃって、これ法律で評価しろと決めているのだからAで出したって、自慢して俺は全部Aだよと言ってしまえばいいじゃないですか。本当に生かそう、本当に役立とうと思ったらやっぱり定量的な評価でないとだめだと思うね。小学校、中学校は今絶対評価というのを聞いてよかったのか悪かったのか、これ昔は一部あって絶対評価という話がありましたのでちょっと申し上げたのですけれども。この教育の評価については、まさに定量性がなかったら根拠がないわけですから。もうそれだったら全部Aにしちゃえばいいじゃない。基山町は全部Aですよ、と言っても構わないんじゃないですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっとそこまでは、私たちもそれは。良識ですね、考えて、自分の判断と。それからどれだけ力を入れてきたかということも結果に反映していかなければならないと思っておりますので、結果だけを見てですね、偶然そういうふうになった結果で俺はAであるということもいかがかと思っておりますので、もっと俺はいけたらということであればもっと努力する余地が含まれた評価をしなければならぬと思っておりますので。御意見については真摯に承っていきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。林議員。

○11番（林 博文君）

7ページの主要施策の評価の中で「平成23年度基山町教育の基本方針」重点目標の評価、その2ですが。豊かな学びを支える教育環境の充実の(4)です。

(4)といいますと学校における食育の推進ということで、この豊かな学びを支える教育環境の充実の中の4番目。この件については(4)の学校における食育の推進の24、25ですが、ページ数はですね。その一番下の給食センター係、学校給食センター運営委員会を学期ごとに開催をして学校給食の提供や給食センターの運営について協議・報告を行い、安全・安心な学校給食の提供に努めたということですが。これは2年前ですか、学校給食センター相当議論をしながら一本化したわけですが。運送関係については委託を久留米の業者に委託をされて、若基小学校のほうにも車で運搬されておるわけですが。今までに時間遅れとか、ある

いは基山中学校にもですが、それとかやはり事故または特にその自動車での運搬関係で、その1台で間に合うものか、そういうものを検討されたと思いますが。その辺の反省点。

それともう一つは、その一番下の学校給食の食材に基山産の、これは地産地消の中で地場産食材に関する学習で取り入れているという形の中で米やみそ、お茶などを取り入れるように要望もあっておるようですが、24年度、25年度に向けてこの件についてどうかということ。

それともう一つは、やはり残食が本当に若基小、うちの孫も二人おりますが残食が本当に多いということもよく聞くわけですが、子供に対するアンケート、また保護者に対するアンケートをですね、25ページの課題と今後の方向性ですが。これについての今後の考え。それとこの残食についての処分は、昔はですね入札で豚の飼育をされておるところが取りに行かれたり、学校に給食の残りを、そういうのをされておったわけですが。こういうのの処分については、今どのようにされておるか。ちょっとその3点をお願いします。

○議長（後藤信八君）

酒井教育学習課係長。

○学校教育係長（酒井智明君）

今の御質問ですが、まず1点目ですけれども。給食の配送関係でございます。これにつきまして、時間の遅れまたは事故等遭ってないか反省はどうかということですのでけれども。当初、平成21年1月から稼働をしておりますが、最初はやっぱり配送のほう業者に委託して行っておりまして、なかなかその辺との調整もあったりして、最初のほうは若干の遅れ、それでも5分から10分程度と聞いておりますけれども当初はあったというふうに聞いております。ですが、もう3年以上経過しまして現在では配送の遅れというのはほとんどございません。それと大きな事故等、トラブル等も現在のところ遭っておりません。

2点目の基山町の食材をつかった基山産の米やみそ、お茶というこの辺について、24年度、25年度にどのようにまた取り入れていくかということですのでけれども。現在24年度もこういうふうな形で現在給食の提供を行っております。それで、献立委員会または給食センターの運営委員会等で基山町の食材または佐賀県内の食材について、どのような取り入れをしていくかということについて今検討協議を行っているところです。

それと3点目ですが、残食についてと、またアンケート調査についてということですのでけれども。日々残食が出ているわけですが、生ごみ処理としてはセンターのほうにその処理機を設置しておりますので、そこで処理を行いまして、あとそれが肥料になりますのでそれを3

校の花壇でありますとか畑もつくっておりますので、その肥料として使うようにしております。

アンケートの結果につきましても、これもセンターの運営委員会または献立委員会等で検討を行っておりまして、よりよい給食の提供ができるように現在県と協議を行っているところです。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

現在、21年度からこの一本化された学校給食の運営がなされておりますが。当初、えらいこのガス代とか電気代が一本化した中で改善が必要だということで、ガス代が1カ月に私の記憶では80万近くかかっておった金額があったわけですが。そういうのは、22、23年度改善をされたものか。

それと、米飯給食が週に何回あっておられるものか。ちょっとその点について。

○議長（後藤信八君）

酒井教育学習課係長。

○学校教育係長（酒井智明君）

今配送車の燃料費の状況をお尋ねですけれども。（「調理のガス代」と呼ぶ者あり）申しわけありません。調理のガス代ですね、光熱費ということで19年度までは自校式でガスを使っておりました。それで20年度からセンター方式に移ったわけですが、その19年度と23年度の決算を比較しますと、光熱費では全体では65万円ほど上がっております。ただ、今ガスにつきましては一部給湯関係で使っておりまして、あとはもうオール電化ということで電気を使用しておりますけれども。その当時に比べたら光熱費としては若干上がっているという状況かと思います。

米飯給食ですけれども、これは週5日として4日提供しております。あと1日については、パンのほうを提供しております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この水道光熱費関係等については、厚生産業のほうでも前、当初19年度のこの自校式のと
き、また21年度の開業されたときにですね、7月にガス代が物すごく上がってこの何かの形
で切りかえをしなくてはならないんじゃないかというような検討もされておったようですが、
その検討がされて安くなったのかというのが私は聞きたかったわけです。

それと米飯給食は週に4日ということですので、基山産の米、みそ、お茶などこの学校運
営委員会の中でも、給食センター運営委員会の中でも要望が出されておりますように、特に
その菖蒲坂ため池の先のお茶摘みなどの体験などをしていただいて、こういうような学校
給食のお茶とか何かも基山産の生徒が摘んだお茶というような形で、早くそういうのを取り
入れていただきたいということで、最後はちょっと要望ですけれどもよろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

私も評価、メジャーについてとお聞きしたいと思います。4段階評価しておりますですね、
自己評価、総合評価ございますね。総合評価Bなんだと、とその中に基山小、若基小、基山
中がありますね。全てB、B、BだったらBでいいんですけど、基山小がA、若基小がB、
基山中がCだった場合、その評価はBなのですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

各学校から自己評価してきた分については、A、B、Cにはしておりません。文言だけで
出してきておりますので。このあたりを包括して私たちは考えて評価をしたところでありま
す。一部にそのCとBが交錯するような、片一方の学校ができてなくて片一方はできました
ということであってもですね、CであってもBのほうに非常に近いというような感じであっ
たときは総合的にはBと。それから当然そうであってもCになるケースも、Bであってもや
っとできたような感じのまだまだBまではという感じのときはCになるということで、B、
B、CだからBとか、C、C、BだからCであるとかというやり方は現在やっておりません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いやそういうのが評価でしょ、学校単位で評価してですね。いや基山小はAだったんだ、でも基山中はCだったと。各学校でまた再チェックされてですね、いや基山小はAだったとか。そのAならいいですよ、AとBで若基小と基山小は何が違うか、何でBか、それは何でAかというその比較をされたりですね。またCですね、これは不足やったと、全体はBだけでCがあったと、それで基山中はCだったと。何が不足でCをつけましたと、そこをまた来年度努力をしてもらいたいとか、そういう考えはどうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういうことについてはこの評価については、学校のほうにも校長会を通じてきちんと指導をしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほどの林議員の質問の中で、ちょっと気になる表現があったので関連して質問させていただきます。それがまず1点ですけれども。約4,000人から出された署名ですよ、自校式からセンター方式にかわるときにですね。自校式を継続していただきたいという約4,000人の署名があった。それに対してセンター方式をされたときに、一番に上げられたのが費用対効果だったと思うのですよ。それは人件費もそうですし、また地域の食材を使うということもそうだった、当然水道光熱費も一つになるということで費用対効果が大幅に見込まれると。ただそれについての評価というのがですね、自校式のときの試算とセンター方式になってからの実数というのが恐らく今まで出されることがないんじゃないかなと思うのですよ。何で私がこれを今さら言うのかというのは、多くの方がこの自校式について携わられてきました。それで多くの方がいろんなシンポジウムを開いたり活動されてきて、結果的にほとんど説明がないままセンター方式に切りかわっていったわけです。それに対しては、やはり町として、町行政としてその方たちにまずきちんと説明をする責任があるのではないかと。これは教育長だけではなく、私は建設を担当された町長にもあると思っています。ですからまずその自校式のときの試算と、今回のセンター方式を3年間やられたときの実数というのをどこかで出される予定というのはないですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それと、28ページの地域の教育力を生かした活動ですね。私も以前から家庭教育と社会教育というのが絶対必要だというふうに言っていますし、大串教育長も何よりもやはり家庭教育が第一なんだということを言っていると思います。ただその家庭教育については、年に1回の通学合宿、社会教育に対しても地域社会が共通の理解を深めというふうになっていきますけれども、なかなかそのどういうふうに今後地域の教育力を生かすというのが見えてこないのですけれども。これについてはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

地域の教育力を生かすというのは、ただ単に地域の人材を活用して学校が利用するというのではなくて、子供たちが地域の中で育つ、そういうことをですね仕組みとして教育行政だけではなくて全ての方が子供を育てるという意識を持って、かかわってもらおうというような風土、そういうものが大切だなと思っています。私を例に出すと、非常に感心したのは、感心というか感銘を受けたのは御神幸祭りというのがございますが、そこで子供たちが、小さな恐らく小学校行く前ぐらいの子供から長老の方までが一つの中で、祭りを通していろんなことを恐らくあの中で子供たちのしつけであったり、それからまあ青年になったら、二十歳ぐらいの青年になったら恐らく長老に対して、先輩に対してのものの言い方であるとか所作であるとか、例えばお酒の飲み方とか、そういうこともきちんとそういう流れの中で教育をされているのだろーと思います。恐らく小学生には中学生がまたこうしなければならないということも言っているであろう。そういうのが本当に地域の教育力ではないかなということを考えているところです。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようでありますので、報告第４号に対する質疑を終わります。

日程第４ 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第４．委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔付託表配付〕

○議長（後藤信八君）

議案付託表の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今季定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後０時00分 散会～